

第 24 期 第 31 回
別海町農業委員会総会議事録

令和4年12月26日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 3 1 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 1 2 月 2 6 日)

○開催日時 令和 4 年 1 2 月 2 6 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |

○出席委員（23名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
4番	市	川	義	晴	5番	石	毛		剛
6番	藤	田	浩	義	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	13番	小	島	和	敏
14番	羽	石	健	一	15番	加	藤		広
16番	内	藤	宏	幸	17番	阿	部		浩
18番	藤	井		実	19番	木	幡	良	誠
20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	武	雄
22番	押	田	賢	二	23番	林			
25番	竹	花	新	吉					

○欠席委員（3名）

7番	中	洞		薫	12番	中	村	繁	男
24番	伊	藤	一	吉					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	椋	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
総務担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

9番	畠	山	友	子	11番	芳	賀	均
----	---	---	---	---	-----	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席 9 番 畠 山 友 子 ⑩

議席 1.1 番 芳 賀 均 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 3 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 31 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 23 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 7 番中洞委員、12 番中村委員、24 番伊藤委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。9 番畠山委員、11 番芳賀委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 2 件ございます。1 号について、本年 11 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。2 号について、農地売買等事業により北海道農業公社が買い入れた土地について一時貸付けを行う内容であります。旧所有者につきましては さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議案第 3 号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読

させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m²。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、
成立。あっせん価格、売買で 円

第2号、あっせん候補者、 番地の、
。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m²。農地の所有者、札幌市中央区北
5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝
和。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、
賃貸借で年額 円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては14番羽石委員、2号につきましては4番市川委員。それでは1号につきまして羽石委員お願いします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。 さんですが春で離農され、北海道農業公社に畑を売買するもので、調整も済んでおりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を4番市川委員お願いします。

○4番 市川委員

はい、説明いたします。旧所有者の さんですが、不慮の事故でお父さんが亡くなって離農することになりました。隣接地を持っている さんが引き取ることとなり、北海道農業公社と賃貸借を結ぶものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに

決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は1件でございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第3号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、贈与となっております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。

1号について14番羽石委員をお願いします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。先程の[]さんの農地で、北海道農業公社の事業に乗れなかった部分を、[]さんに贈与するという形で調整がついたものです。よろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第２号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第３ 報告第３号「農地法第４条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年11月28日に現地調査を行っております。
第1号につきましては、申請者、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]で、砂計画高5, 569 m³に対して、出来高150 m³。のほかの事項につ
きましては申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、11番芳賀委員お願いいたします。

○ 1 1 番 芳賀委員

はい、説明いたします。畑の外縁のところに落差があって、砂交じりの土が流出することからそこを採取して、なだらかに法面をつけるということです。春、夏ぐらいには工事が終わっているようで、きれいに仕上がっていたことを報告いたします。

○議長（小野会長）

報告第3号の委員説明が終わりました。ここで、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに

決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年11月22日に現地調査を行っております。第1号につきましては、申請者、 。土地の所有者、 で山砂計画高1万1,010m³に対して、出来高6,209m³。そのほかの事項につきましては申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、御説明いたします。11月22日に見てまいりました。ここは西別川のそばにある畑でして、高低差が大きく低い部分が畑になっており、形の悪い使いにくい畑でした。調査に行った際には全面平になっており、播種はまだされていないものの、使いやすい良好な状態であると見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに

決定します。

◎日程第 5 報告第 5 号

○議長（小野会長）

日程 5 報告第 5 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第 5 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は 7 件の報告がありました。農地法第 2 条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 5 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第 5 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第 5 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第 5 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 6 報告第 6 号

○議長（小野会長）

日程 6 報告第 6 号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

報告第 6 号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について。令和 4 年 10 月 27 日に別海町農業金融制度総合推進会議から青年等就農資金に係る農業経営改善資金計画書に対して意見を求められ、令和 4 年 10 月 28 日に意見書を提出したので、職員に事務の一部を委任す

る規定第2条第2項の規定により報告する。本件は1件でございます。別海町農業金融制度総合推進会議から意見を求められ、次のとおり意見書を提出しておりますので内容について朗読し報告いたします。1 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書の概要。申請者、[]番地の[]、[]。労働力及び経営規模の現況、労働力、本人50歳、夫60歳。施設面積、1棟272㎡。常時飼養家畜、めん羊60頭。所有地2.42ヘクタール。投資・資金計画、投資計画、畜舎改修・牧柵1式、[]円。ホイールローダー1台[]円。計[]円。資金計画、制度資金借入希望額、[]円。2 経営改善資金計画書に対する意見書の内容、意見等なし。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても報告案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は1件でございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]外[]筆、

計 [] m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成31年2月1日から令和6年1月31日まで。合意解約成立の日、令和4年12月1日。土地の引渡しの時期、令和4年12月1日。解約の理由、合意解約。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年1月21日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由及び貸借期間については前号と同文です。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由は前号と同文です。貸借期間、許可日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由及び貸借期間については前号と同文です。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、西春別[]ー[]外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由及び貸借期間については前号と同文です。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして21番山田委員。2号につきまして16番内藤委員。3号につきまして14番羽石委員。4号につきまして6番藤田委員。5号につきまして4番市川委員。

それでは1号につきまして、21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。[]さんは長年に渡り近隣の離農地を購入しており、離れ地となっておりますけれども今年も2団地の農地を購入され、総面積は[]ヘクタール近くとなっております。今回、使用貸借の期限到来により長男の[]さんとの40年間の使用貸借の再設定となっております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号について16番内藤委員お願いいたします。

○16番 内藤委員

はい、説明いたします。[]さんと後継者の[]さんの使用貸借の期限が到来したことによる再設定です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号について14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。今回、[]さんが息子さんに経営移譲することでの案件です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号について6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい、説明いたします。[]さんがこの度長男である[]さんに経営移譲されるということで親子間の新規の使用貸借を設定するものです。なお、

■さんは日々仕事に従事しておりまして、真面目に頑張っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号について4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

はい、説明いたします。■さんですけれども、あまり体調がよくないため早めに経営移譲するということです。■さんも一生懸命地域の副部長などをやって頑張っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第3号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第3号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本案は全部で7件ございます。内訳は所有権の移転が4件、利用権の設定が3件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

所有権の移転の第1号につきましては、報告第1号と内容が重複いたしますので、所有権の移転内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和4年12月27日。対価、■円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年2月14日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

第2号につきましては、報告第2号と内容が重複いたしますので、所有権

の移転内容から朗読いたします。

第2号、所有権の移転内容、利用目的、採草放牧地として利用。所有権の移転時期、令和4年12月27日。引渡しの日、令和4年12月27日。当事者間の法律関係、贈与。

第3号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び農業用施設用地として利用。所有権の移転時期、令和4年12月27日。対価、[]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年3月30日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号の所有権の移転をする者、利用目的、所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第4号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。所有権の移転の内容、対価、[]円。

続いて、利用権の設定です。利用権の設定の第1号は、報告第1号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和4年12月27日。終期、令和9年10月31日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。利用権の設定をする者、[]番地、[]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、採草放牧地として利用。始期、令和4年12月27日。終期、令和9年4月2日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年、11月30日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、藤井委員、藤田委員。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、利用権の種類、使用賃貸借。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年12月27日。終期、令和44年12月26日。当事者間の法律関係、使用賃貸借。調整委員、芳賀委員、加藤真純委員。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の第2号につきまして18番藤井委員、第3号につきまして11番芳賀委員、所有権移転の第1号及び第2号、利用権の設定の第1号につきましては報告第1号及び第2号で説明済み、所有権移転の第3号と第4号につきましては、北海道農業公社の売渡し案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

ここで利用権の設定の2号につきまして、 委員に関する案件ですので 番 委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは利用権の設定の2号につきまして、18番藤井委員お願いします。

○18番 藤井委員

はい、説明いたします。先程の議案第1号に出ておりました さんと さんの賃貸借ですけれども、この度 さんが借りるのをやめるといことで、その農地を さんが引き継いで借りるということになりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号の利用権の設定の第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の利用権の設定の第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは利用権の設定の3号につきまして11番芳賀委員、よろしくお願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、説明いたします。 さんの経営移譲に伴い、息子である さんに使用貸借により利用権を設定するという内容です。 さんは中枢人

物として、地域の活動も頑張っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは、議案第3号の利用権の設定の第2号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第3号の利用権の設定の第2号を除きまして採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第31回総会を閉会します。